

覚書

TO:	ファイル	日付:	2018-05-01
-----	------	-----	------------

FROM:	重要度:
-------	------

CC:	DOC:
-----	------

件名:	日本のクライアントに関する情報：シンガポールで新規仮想通貨公開（ICO）を実施する方法：留意事項および文書化に関する要求事項を構造化する法規制の枠組み
-----	---

A. 概要

TokenData が 2017 年に調査したところ、902 件の新規仮想通貨公開（ICO）プロジェクトがありました。2018 年 5 月にはもうすでに 60 種類以上の ICO により 15 億ドル以上調達され、暗号通貨の合計時価総額は 4600 億ドルに到達し、ICO 産業はこのままのペースで行くと昨年マークした 56 億ドルを簡単に上回ります。

都市国家が暗号通貨およびブロックチェーン基盤型ベンチャーの国際的拠点の戦略的なポジションとして、シンガポールはこの産業で重要な役割を担っています。高い評価と豊富な将来性がある投資家へのアプローチを提供する規制正しい金融の中心地として、アジアで新規仮想通貨公開（“ICO”）の道を拓き、経済環境の変化に応じて比類なきレベルの成熟度と知的適応性をあらためて確認してきました。今日のシンガポールは、香港やスイスと並び世界でトップクラスの ICO 管轄区のひとつです。シンガポール経由で構造化される新規仮想通貨公開は、日本で大きな関心を生み、世界最大のクリプト市場のひとつになりました。

本覚書は、シンガポールで提供する ICO の重要な法規制の側面（特に、必要とされる法的書類、規制当局の見解、資金洗浄防止（“AML”）に関するコンプライアンス要件および知的財産の解釈に関して）を詳しく説明しています。

I. 暗号通貨とは？

暗号通貨は、暗号をバリデーションとセキュリティに使用するデジタル通貨または仮想通貨のことです。暗号通貨はオンラインでのみ存在し、いかなる企業も政府にも管理されません。今日で最も有名な暗号通貨はビットコインです。2009 年に生み出されたビットコインは、データとして早く効率的に価値を送る世界中に広まったデジタル決済システムです。政府介入から免れオンラインですぐ（そして匿名で）共有できます。ビットコインが使用する基盤技術はブロックチェーンで、「P2P ネットワークを通して行われるすべての取引を記録に残すのが分散型台帳である。すべてのオンライン活動は、ブロックというデータのかたまりで構成され、ブロックチェーンを形成してお互いリンクしている。取引を監視、承認、記録する採掘者を利用して、そのビジネスネットワークにかかわるすべての当事者は、採掘者の取引ログを見たりアクセスできたりする。」と定義されています。

II. 新規仮想通貨公開 (ICO) とは？

ICO はデジタル・ブロックチェーンと暗号通貨技術を基盤とする企業にとって革新的な資金を集める方法です。(投資家やプロジェクトユーザーへの独占所有権のあるデジタル「トークン」または(仮想)「コイン」の初期発行)。トークンまたはコインは、ブロックチェーン内で(i)資本を集め、(ii)分散型アプリケーション/ソフトウェア・プロジェクトの利用をできるようにします。

トークン発行者側(“発行者”)の集められた資金は、ブロックチェーン関連プロジェクトの融資(例:ソフトウェア開発)または一般的な資金提供目的のためにしばしば使用されます。引き換えに、投資家は、受け取る権利(例:配当、投票権、ライセンス、財産権、または発行者の将来の業績に参与する権利)と結びつくかもしれないデジタルトークンを受け取ります。

トークンまたはコインが生成され、その直後にデジタル・エコシステムで使用される際、これらのコインやトークンは、新規仮想通貨と見なされることがあります。それ故、暗号通貨数は無限なのかもしれません。

III. ICO の仕組みは？

ほとんどの ICO は、暗号通貨フォーラムやその他のウェブサイトなどのオンライン・プラットフォームを通じて販売されます。発行者は、自身のプロジェクトや提示される ICO の法律用語や取引条件の詳細を詳しく説明するために、オンラインで入手できるホワイトペーパーを作成します。基本的に、ホワイトペーパーはプロジェクトの状況、主要チーム、外部アドバイザーについて読者に伝えるものです。

ICO の一部としてトークンを申し込むには、投資家が仮想通貨を発行者へ転送するのに必要です。この転送は、各暗号通貨の指定期間アドレス(口座番号のようなもの)または発行者の電子「ウォレット」へなされます。申し込みプロセスは、オンラインで短時間のうちに完了します。トークンは、投資家の投資または寄付の報酬として、トークン生成イベント(“TGE”)の一環としてその投資家へ発行されます。ボーナスとして、投資家は、暗号通貨オンラインフォーラムでのトークン販売の謝礼として追加トークンを受け取ることもあります。ICO 終了時、投資家のトークンは、彼/彼女の指定アドレスまたはオンライン・ウォレットへ転送され、それをもってトークン発行プロセスは完了になります。発行者は、トークンを暗号通貨オンライン取引所に登録してそのトークンを他の暗号通貨と取引することができます。

IV. シンガポールで ICO をするのに使用される代表的な企業構造は何ですか？

代表的な ICO 構造(シンガポールであろうと他国であろうと)は、発行者はファンデーションとして設立され、シンガポールの場合、保証有限責任会社という形で一般的に設立されます。この会社は、公益基準のある特定の非営利活動を行うことを目的とするものです。

活動する実際のプラットフォーム(“運営会社”)は独立法人で、その運営会社の業務リスク、財務リスク、法的リスクを発行者から分離します。運営会社は、ユーザーの研修、開発、プラットフォームの運用に対する責任も有する独立法人として構造化されています。この組織では、基本的に発行者と運営会社が双方、ソフトウェア開発に参加し業務委託契約を締結します。

注目すべきは、上記の通り、従来の ICO の「ファンデーションモデル」構造がスイスのよう

な管轄区域内での税制の考慮によってももとは動かされていたことです。そのような考慮は、地方の租税環境の構造が原因でシンガポールでは適用性が制限された恐れがあります。それ故、法人1社だけがかかわる簡略化された構造を考慮しています。しかし、とりわけその意図することが「大義」の目的を果たすブロックチェーン・エコシステムを生み出すことであれば、永続的な利益のため（さらにはマーケティング目的のため）に試行錯誤された「ファンデーションモデル」を倣うのに役立つかもしれません。

弊社の法律事務所並びにその系列下の法人向けサービス会社は、保証有限責任会社だけでなく非公開有限責任会社の体制造り、法人化、そして運営など、シンガポールで新規仮想通貨公開（ICO）やトークンセールを売り出すフルサービスを提供することができます。香港でICOに関連する弊社の法的サービスや企業向けサービスに関する詳しい情報は、www.initialcoinoffering.hkをご覧ください。

V. ICO と IPO の違い

マスコミ関係者の多くは、ICO と新規公開株（IPO）を比較しています。両略称の発音は類似（同韻語の省略形）していますが、両者の間には根本的な違いがあります。

ICO	IPO
<ul style="list-style-type: none"> 具体的な規制の枠組みがない 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的でしっかり定められた規制の枠組み
<ul style="list-style-type: none"> 一般的に初期段階の企業 	<ul style="list-style-type: none"> 企業は最低限の業績が必要
<ul style="list-style-type: none"> 明確な目的のための資金調達 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の長期発展のための資金調達
<ul style="list-style-type: none"> トークン所有者に限定的な権利を付与 	<ul style="list-style-type: none"> 株主はしっかり定められた権利がある
<ul style="list-style-type: none"> 対象者は通常クリプトコミュニティ 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は通常機関投資家
<ul style="list-style-type: none"> 発行者に対して直接的な経済的エクスポージャーがない 	<ul style="list-style-type: none"> 企業に対して直接的な経済的エクスポージャーがある
<ul style="list-style-type: none"> 明確さのレベルがさまざま 	<ul style="list-style-type: none"> 上場規則などが定めた透明度および報告水準
<ul style="list-style-type: none"> 乏しい情報のマニフェストも少なくない 	<ul style="list-style-type: none"> 市場の募集要項基準を順守

B. シンガポールで運営する理由

- シンガポールは、香港やスイスと並び世界有数の ICO 管轄区域である。同国は、評判が高い規制正しい国際的な金融センターなので、投資家の信頼に働きかける ICO への信用を高める。シンガポールはアジア地域にいる多くの投資家と出会う機会を提供。
- シンガポールは戦略的に暗号通貨を気軽に使える国である。デジタルトークンが寄付または暗号通貨ベースのクラウドファンディングという形をとる場合、現在のところ規制されていない。しかし、トークンが債券類、または原投資ベースの利益を生む場

合、証券規則の範囲内に入るかもしれない（以下のセクション C 参照）。この場合、株式の公募および債券（例：公社債、事業信託、集合投資スキーム（CIS））のそれぞれは、目論見書要件の適用対象になるだろう。CIS はファンドの運用成果に応じた収益を得る投資家とともに、投資家の資金を集めて合同運用することと広く定義されている。そのような権利がデジタルトークンから与えられる場合、それが証書である。しかし、ICO が証書と見なされ目論見書を必要とする場合でも、シンガポールには、小口の新規発行に対して控除がある。

- ICO ビジネス自体ではなく、ICO ビジネスを取り巻く規制活動に焦点を合わせる MAS のアプローチは、応諾コスト/運営費を著しく減少させる。
- 「資金洗浄防止」と「テロリズムへの資金供与対策」に関する MAS 規制および通知は、明確で理解や順守がしやすい。
- シンガポールの低い課税方式は、シンガポール国内での ICO に有利である。（法人税 17% で資本利得税などはありません）
- シンガポールでの法人化は簡単というだけでなく対費用効果も高い。（Ressos Corporate Services は法人設立や運営管理に対して「ワンストップ」ソリューションを提供）
- 最後に、シンガポールでフィンテック企業が利用できる政府の報奨金や助成金が豊富にある。

C. シンガポールでの詳細な規制状況

シンガポールでの ICO 公募に関する規制状況は、次のように要約されています：

I. 2014 年 3 月：MAS は仮想通貨が規制された金融商品の範囲に入らない限り規制されないと述べた。

2014 年 3 月、シンガポールの金融規制当局であるシンガポール金融管理庁（“MAS”）が、仮想通貨を規制しないと表明しました。しかし、MAS はデジタルトークンの唯一無二の特定クラスとして仮想通貨（交換手段、計算単位、または価値の保存として機能する）を見ておりと明らかにしました。デジタルトークンは発行者の資産または財産に対する所有権または担保権を意味するので、当該トークンは、SECURITIES AND FUTURES ACT (CAP. 289) (“SFA”) の下、集団投資スキームの中で株式または単位の申し出としての資格を与えることができます。当該トークンは発行者が所有する債務のことなので、SFA の下ではそれを債務証書と見なすこともできます。その結果、それに関連するデジタルトークンや ICO 公募の規制処理は、トークンや ICO 公募やさまざまな活動条件、そしてトークン発行者が提供する枠組みを利用する市場参加者の役割次第です。

MAS が発行した消費者アドバイスによれば、適切な注意を払って練習し、デジタルトークンや仮想通貨が絡む ICO やその他の投資スキームと関連するリスクを理解するよう助言を受けました。消費者アドバイスには厳選リスクリストが含まれ、デジタルトークンへリンクされている不正投資スキームを当局へ報告するよう勧めていました。

2014 年 3 月、MAS は、資金洗浄やテロリストへの資金供給のリスクに関する仮想通貨およびデジタルトークンの仲介人（業）に対する特例規制を發布する意図があると表明しました。

II. 2016年8月：仮想通貨仲介業者の規制に関するMAS声明。

最近では、2016年にMASがシンガポールで運営する仮想通貨仲介人（トークン取引所など）を取り締まるための規制案に取り組んでいたことを公表しました。それとは別に、2016年8月、MASは活動基準の支払いに関する規制の枠組みの見込みがある導入を含むシンガポールでの電子決済の規制制度の多項目に及ぶ改正を提案する政策に関する協議文書を公表しました。

III. 2017年8月：MASはデジタルトークンの提供に関する規制上の立場を明らかにし、デジタルトークンと仮想通貨を含む投資スキームに関する消費者諮問書を出した。

2017年8月1日、シンガポール国内でのICO公募の増加が高い状況を踏まえ、MASは、デジタルトークン公募に関する規制上の立場を明らかにし、デジタルトークンと仮想通貨を含む投資スキームに関する消費者諮問書を出しました。後者はCommercial Affairs Department（金融犯罪に取り組むシンガポール警察内の組織）と連携すると記載されており、デジタルトークンの取締官が犯罪行為のために悪用される危険を見抜くと強調していました。

その上、MASは、もっぱら暗号通貨の役目を果たさないデジタルトークンに伴う資金洗浄リスクやテロリストの資金調達リスクに関する対処方法と規制条件を現在評価していると明らかにしました。その指針では、MASがCORRUPTION, DRUG TRAFFICKING AND OTHER SERIOUS CRIMES (CONFISCATION OF BENEFITS) ACT (CAP. 65A), TERRORISM (SUPPRESSION OF FINANCING) ACT (CAP. 325)に基づく条件および国連安保理決議を実施するさまざまな規制は、デジタルトークンがMASの規制範囲内で特定の機能を果たすかどうかにかかわらず適用することもあり得ます。デジタルトークンがMASの金融市場規制の範囲に含まれるならば、資金洗浄防止およびテロリストへの資金調達対策が適用するかもしれません。

IV. 2017年11月：MASはシンガポール国内でのデジタルトークンや暗号違反の公募または発行に対するシンガポール証券規制の適用に関するガイドを出した。

最近、2017年11月14日、MASがシンガポール国内でのデジタルトークンおよび暗号通貨の公募または発行に対するシンガポール証券規則の適用に関する追加指針を公表しました。MASの見解によれば、シンガポール国内におけるデジタルトークンの公募/発行は、デジタルトークンがSFA管理下の資本市場商品分類のいずれかに入るならば、規制対象になる恐れがあります。当該分類には、株式、先物取引契約、外国為替取引または外国為替取引（レバレッジ）を目的とした契約または取り決めを含めます。

上記の分類のいずれかに入る主な影響のうちのひとつは、デジタルトークン供給者が1回目のデジタルトークンの公募または発行をする可能性があるプラットフォームの運営者、またはデジタルトークンを交換するのに使用されるトークン取引所および同類のプラットフォームの運営者、並びにデジタルトークンまたは仮想通貨に関する金融上のアドバイスまたは資金運用サービスを提供する人物などのデジタルトークンまたは暗号通貨の公募または発行を手助けする仲介人（業）が、法律違反をすることなく上記の活動を行えるようにするには、規制に対するライセンス（許可書）を所有する必要があるかもしれないということです。それ故、セキュリティトークンは禁止されていませんが、ただライセンスが必要だということです。

最後に、新しい支払いの枠組みは、暗号通貨を取り扱うまたは不換通貨やその他の仮想通貨に交換することに紐づく資金洗浄リスクおよびテロリストへの資金調達リスクに効果的に対処することを目的としたルールを含めることを期待されています。規制に対するこの分別のあるアプローチは、中国本土や韓国とは異なり、シンガポールでは規制当局が新規仮想通貨公開を規制するリスクがないということが明らかです。

V. デジタルトークンをシンガポール国外の ICO 投資家へ売却

ICO をシンガポール国外の投資家へ売り込む時の原則は、シンガポールの法律に従うことは別にして、デジタルトークンもまた投資家各々が定住される司法管轄地域の法律に従う必要があるということです。適切に計画するには、当該司法管轄地域に関する弁護士を雇わなければなりません。これまでは、発行者が ICO の利用規約およびその他のセールス用文書で投資家を特定の司法管轄地域からただ除外するだけでこの状況に対応していました。投資家確認のホワイトリスト登録手続きが、各発行者が不適任（または意図的に無視された）だったことにより実行する場合、規制リスクが現れるかどうか調べられないままになります。

VI. デジタルトークンの種類

異なる特性を持つデジタルトークンはさまざまな形があり、その特性は該当するシンガポール証券規制に基づき「株式」とも「ユーティリティ」ともありそうな解釈に影響を与えます。概して、重要なことは、デジタルトークンという与えられた名前ではなく、その名前に付けられた権利の本質です。

シンガポール ICO の一部として発行されたデジタルトークンは、次の分類のうち1つ以上に入る傾向にあります：

- **セキュリティトークン：** このデジタルトークンは、収入を生み出すコンポーネントおよび管理、参加、所有権、もしくは同類の法定利息または受益権を含める可能性がある発行者に対する潜在的な法的権利を有する株式、債券などの株券（証券）の特徴があります。
- **デジタル通貨：** このクラスのトークンは、取引、交換、資産または価値保蔵およびプロジェクト単位の属性値があります。
- **アセットバックトークン：** このクラスに属するデジタルトークンは、金、ダイヤモンド、株式、現金、不動産などの資産に対する原資産のエクスポージャーを提供します。
- **ユーティリティトークン：** サポートサービスまたはブロックチェーンベースのプラットフォーム機能用のトークンです。

VII. 要約

要約すれば、一般規制の立ち位置は、SFA に基づく株式またはその他の規制される金融商品として作ることができない限り、大抵の場合はデジタルトークンを規制することはありません。デジタルトークンを規制する場合、法的な追加必要条件では、ICO が証券規制および金融市場行動に関連する適用法に従うよう満たす必要があります。

注目すべきは、デジタルトークン自体は規制される恐れはありませんが、原資産のプラットフォームやエコシステムのサービスは規制されるということです。トークンはシンガポールで規制される活動のプロトコルにしようされる場合、その活動を実施するのに適切な政府の許認可を取得する必要があります。これは、ICO 自体が規制の範囲内に入らないかもしれませんが、運営団体が ICO 範囲外の活動に関連するライセンスを必要とするかもしれません。

D. シンガポール国内で ICO を発行するのに必要な公的書類

次章では、シンガポール ICO に必要な法的書類を詳しく説明します。

1. ホワイトペーパー

ICO のホワイトペーパー（“ホワイトペーパー”）は、あるブロックチェーンプロジェクトの背景にあるテクノロジーを述べている文書です。基本的にこれには、トークンや発行者だけでなくシステム構成、テクノロジーやユーザーとの交流の詳細な説明を含めます。ホワイトペーパーは、マーケットキャップ、期待成長率、財務モデリングに関する情報、並びにトークンの使用に関する利用規約のような技術的詳細を提供しています。通常、ブロックチェーンプロジェクトチームも光を当てていることがあります。技術的ホワイトペーパーを除き、プロジェクトでは見込み投資家を招待できません。ホワイトペーパーには所定の最小限の内容がないので、事実上、それらはよく大きくばらつきがあります。

発行者またはプロモーターが、見込み投資家やアドバイザーと話し合うためにホワイトペーパーを用意し、そのウェブサイトに掲載してブロックチェーンプロジェクトを公衆や見込み投資家へ販促します。ホワイトペーパーの内容は、法律家によるトークンに関する意見や ICO の利用規約を定めており、ホワイトペーパーを言及するすべての参考文献、その他の法的書類や契約書を提供しています。

2. トークンに関する法律家の意見

ICO を発行するには、トークンの法体系を決める必要があります。弁護士事務所からの正式な法律家の意見（“法律家の意見”）の公表は、トークンが無秩序なユーティリティトークンなのか、規制されている金融商品と解釈されるべきなのかを判断するのに役立ちます。これには、ホワイトペーパーで詳しく説明されるような懸案中のトークンの機能性だけでなく、それ以外のトークンの機能性およびマーケティングの出版物の全体像の検討も含めます。

考慮すべき重要な要因は以下のとおりです：

- トークンに付与されている権利は？ トークンは、シンガポールの地方条例の適用上、ユーティリティトークン、株式、債務証券、金融商品、投資スキームなどに解することはできますか？
- 発行者はどこで運営し、どこに有望な参加者はいますか？ この点で、注目すべきは、シンガポールの法律（ライセンス付与およびその他の規制上の要件を含む）は、ICO がシンガポール金融サービス規制の範囲に入り、シンガポール在住の投資家を対象にする場合、シンガポール国外の発行者によって行われる ICO 公募に適用できるということです。
- トークンを送金または換金する仕組み、またはトークンを通貨へ両替する方法は？
- トークンを投資家からどのように買い戻せますか？
- トークンはストアバリューファシリティを提供していますか？ 後日、さらなる価値をアップロードできますか？
- トークンは特定の資産に裏付けられているでしょうか？ それらトークンを任意の資産の法定利息または受益権と見なされていますか？

- トークンをどのように売り出しますか？見込み投資家へどう陳情をしますか？
- どのようにボーナス/バウンティプログラムを取り扱いますか？
- トークンを使用する上で追加機能またはオプションはありますか？
- 今後、トークンセールを追加しますか？

トークンの性質が、プロジェクト実現の更なるスキームを決定します。第一に、法律家の意見が発行者およびその重役に各トークンの法的地位と規制状況についての保証を提供することにより彼らを保護するのに役立ちます。通常は社内文書だけでも、法律家によるトークンに関する意見は、各デジタルトークンを掲載するからみでトークン取引所から要求されることがしばしばあります。

3. ICOに関する利用規約

暗号通貨やその他のデジタルトークンは仮想領域に存在し、一般的にひとそろいの権利以外何もありません。ICOの利用規約（“**利用規約**”）は、ホワイトペーパーのいとなので、利用規約が投資家/と発行者間で締結した法的効力を有する契約という性質であるため、ICOの必要な構成要素を成しています。

とりわけ利用規約は、通常以下のような役割があります：

- トークンを定義し、その特徴を説明する；
- 発行者に関する情報を提供する；
- 価格設定に関する見通しおよびトークンセールの時期を含める；
- トークン分配に関する制限を設定する；
- 発行者およびその重役を保護する目的で、包括的な免責および賠償を含める；
- トークンの入手および受け取りの手順を詳しく記述する；
- 投資家による表示と保証を含める；および
- トークン公募の技術的詳細に応じた商業上の条件を含める。

注目すべきは、無秩序なデジタルトークン/コイン公募に巻き込まれた投資家が利用できる唯一の法的手段が、発行者と投資家の間で締結された商業協定に含まれるよくある法規定です。発行者の観点からすれば、トークン/コインの前投資家または投資家によって後に起こされる恐れがある法的要求から発行者およびその重役を保護するために、公募書類の下書きをするのは急務です。

4. プレセール同意書（オプション）

発行者は、公式クラウドセールまたはICOキャンペーンの正式サービス開始前によくトークンセール期間限定イベント（“**プレセール**”または“**プレICO**”）を運営する選択をします。プレICOの資金集め対象は、通常メインICOのそれと比較して低いです。一般的にトークンは見込み投資家の特定のクラス（例：友人や家族、厳選した投資家）へ割り引いて販売されます。プレセールは、プレICO資金とメインICOが混ざらないようにスマートコントラクトとメ

イントークン生成イベントを区別するのに通常は使用します。一定額の資金の調達に加え、プレセールによって発行者が実際のメイン ICO より前に投資家の関心を調べることができます。プレセールトークンの販売量は、実際の ICO の可能性を弱めないためにも通常は限定されます。

何人かの発行者は、エスクロー代理人を務める弁護士事務所が投資家の利益のために受動的受託者として関連する暗号通貨を保持することによってエスクロー契約を締結するよう発行者の相手方に提示することとしています。エスクロー契約の条件と起こる特定のトリガイイベントを対象に、仮想通貨を発行者へリリースしてから、発行者がトークンを引き換えに投資家へ送金します。

5. コンプライアンス・マニュアル

発行者は包括的なコンプライアンス・マニュアルを準備していなければならない、それは一般的なコンプライアンスの枠組みだけでなく、資金洗浄防止、買収および賄賂防止、記録管理および個人情報保護に関する規制遵守の条件についてさらに詳細な方針および手続きも説明しています。

確固たるコンプライアンス・マニュアルは、資金洗浄またはテロリストへの資金調達の疑惑を連想させる法的リスク、犯罪リスク、金融リスク、風評被害の危険から発行者やその重役を保護するのに役立ちます。

この点で注目すべきことは、無秩序なユーティリティトークンの場合でも関連のある MAS NOTICES ON PREVENTION OF MONEY LAUNDERING AND COUNTERING THE FINANCING OF TERRORISM はまだ適用するかもしれません（特に、TERRORISM (SUPPRESSION OF FINANCING) ACT (CAP. 325)に従って、疑わしい取引を (CAD) へ報告し、金融サービスの取り扱いまたは指定された個人および企業への提供を差し止める義務に関して）。投資家と発行者の両方またはいずれか一方に対する可能性のある調査の場合、各投資家が包括的なコンプライアンスマニュアルに基づく構造化されたデュー・デリジェンス・プロセスに合格したことを示すことができるのは、極めて重要なことです。

各トークンへの投資またはトークン取引所への掲載の前提条件として、発行者および ICO の手段により発行されたトークンに対して潜在的投資家やトークン取引所のデュー・デリジェンスを行う彼らは、コンプライアンスマニュアルを要求する可能性があります。

E. ICO 会社の設立および ICO 法人向けサービス

シンガポール ICO は、発行者が保証有限責任会社として設立する必要があります。さらに、別の運営会社はシンガポール非公開有限責任会社 (Pte. Ltd.) として法人化されます。両会社は地元住民 (被任命者) の役員、Accounting and Corporate Regulatory Authority (“ACRA”) および Internal Revenue Authority of Singapore (“IRAS”) への決算および年次コンプライアンス報告書が必要です。各会社は資金洗浄対策とデータ保護規則の順守を継続的に徹底しなければなりません。

Ressos では、構造化、法人化、並びにシンガポールで成功した ICO に要するあらゆる法人の継続的な管理 (税金/会計、コンプライアンスを含む) に対する「ワンストップ」ソリューションを目的とした幅広い法的および管理サービスを提供しています。

F. シンガポール国内における知的財産の保護

著作権は、目に見える形状内のアイデアの表現を保護します。アイデアだけでは保護できま

せん。基本となるソフトウェアのソースコードにある知的財産を保護するには、その著作権を証明するために、発行者が包括的なソースコードの記録を残していなければなりません。ソフトウェアのエスクローサービスの利用は、ビジネスに不可欠な発行者によるソフトウェアへの投資を保護してそのリスクを削減するには望ましい場合があります。

発行者は、ソフトウェアで使用される技術を求めてその特許を取得する可能性を調査するかもしれませんが、シンガポール知的財産庁（IPOS）にその商標登録を考える必要があります。

G. シンガポール ICO に関して RESSOS が提供するサービス

弊社シンガポール事務所の弁護士は、シンガポールで新規仮想通貨公開の構造化および実現に関して相当な専門知識を有しています。現地の規制で義務付けられている場合、弊社は正式に認可を受けた現地の法廷弁護士または会計事務所および監査事務所と連携して努めます。

特に、現地の法廷弁護士と提携または通して提供されるサービスは以下のとおりです；

- 提案されたプロジェクトの性質により、安全要素があるにせよ単純で危険なユーティリティトークンセールがあるにせよアドバイスを構築化する；
- ホワイトペーパーの再検討および「将来の見通しに関する記述」と免責事項に記載される特定の情報に関するアドバイス；
- 規制上のトークンの性質に関するシンガポールの法律家の意見の表明；
- シンガポール金融管理局（MAS）と連携する；
- トークンセール利用規約の作成または再検討；
- プレセール契約の作成または再検討；
- 追加トークンセール/公募書類の作成；
- 通常定款および株主の合意書の作成；
- ソーシャルメディア、マーケティング用語、プライバシーレビューに関するアドバイス；
- 企業間協定書および雇用契約書の作成または再検討；
- 知的財産およびライセンス許諾契約書の作成または再検討；
- ウェブサイトの条項およびプライバシーポリシー（データ保護に関する法規を含む）の作成または再検討；
- コンプライアンスマニュアルの作成または再検討；
- コンプライアンスサービスの継続；
- 海外の弁護士との連携（必要に応じて）；
- 投資資金およびフィーダー車両の手配（必要に応じて）；
- シンガポール国内における ICO の税制面に関する租税体系化およびアドバイス；

- 企業体の法人化（非公開有限責任会社と保証有限責任会社の両方またはいずれか一方）およびシンガポールでプロジェクト用銀行口座の開設；
- すべての法人に対してシンガポール国内在住の被任命者の重役の対応；および
- すべての法人に対して会計、租税、業務秘書サポート。

H. タイムフレームおよび費用

ICO プロジェクトのタイムフレームは、ホワイトペーパーの質に大きく左右されます。トークンの機能性に関する明確さを提供する包括的なホワイトペーパーがあれば、ICO を合法的に構造化でき、複雑さ次第で早ければ 1-2 週間で法的書類を提供できます。

Ressos は、ステージまたは節目に基づく弁護士費用の偽りのない「定額報酬」パッケージをご用意しており、お客様が自信を持って明瞭に ICO プロジェクトの予算を立てられるようにしています。同様に、Ressos コーポレート・サービスは、ICO エンティティの法人化および運営管理だけでなく、継続中のコンプライアンスやサポートにも「定額報酬」パッケージをご用意しています。

お客様ができるだけ迅速に手頃なコストで市場参入するサポートをすることが弊社の目標です。初回商談についてご連絡ください。弊社は喜んで諸費用と予定なども込みで企画書を提示させていただきます。

I. 詳しい情報は

弊社の弁護士事務所は、日本のお客様の ICO 事業に関して豊富な専門知識があります。

詳しい情報については、下記へお問い合わせください：

Dr. Alexander Ressos, TEP
弁護士兼業務執行社員
Ressos Legal Pte. Ltd.
10 Anson Road, #23-05A International Plaza
Singapore 079903
TEL: +65 6914 2380 (電話交換台)
TEL: +65 6914 2388 (直通)
E メール: alexander.ressos@ressos.com
www.ressos.com
www.singaporeICO.com

免責事項：本資料は、具体的な事象またはそれを取り巻く状況に関する弁護士による助言と受け取られるものではありません。その内容は、一般的な情報の提供のみを目的としており、他の出版物の引用または参照、あるいは弊社の裁量で付与または留保されるために Ressos Legal Pte. Ltd. の書面による事前の承諾なしで進めることはできません。あらゆる弊社資料の転載許可の請求は、その著者にご連絡ください。Ressos Legal Pte Ltd は法務省で登記（登記番号：LSRA/FLP/2017/0001）された外国法弁護士業で法的サービスのみを提供しています。すべてのシンガポールの法律に関するアドバイスは、正式に認可を受けたシンガポールの弁護士事務所から提供されます。本資料の郵送は、弁護士と依頼人の関係を構築する意図はなく、その受領はそれに該当しません。本資料で説明される見識は著者の個人的な見識であり、必ずしも事務所の見識に反映するものではありません。Copyright © 2018 by Ressos Legal Pte. Ltd. All rights reserved.